

## 児童相談所の開設準備などのために職員の定数を変更します

第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

児童相談所の開設準備などによる増員を行う一方、執行体制の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,480人から9人増員の2,489人とします。

	内容等	定数増減見込数
増	児童相談所開設準備による増員や業務増による増員など	21人
減	区立保育園や小・中学校における用務職員について、非常勤職員や民間活力の活用による退職不補充など	△12人
	計	9人

### 児童相談所設置に向けた取り組みについて

平成29年4月の改正児童福祉法の施行により、従来の都道府県・政令指定都市・中核市に加えて、新たに特別区も児童相談所を設置できるようになりました。この法改正を受けて、区は、2022年4月の開設をめざし、児童相談所の設置に向けて準備を進めています。



児童相談所整備計画地案内図(北品川三丁目10番)

## 「品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議」を可決しました

議員提出第2号議案 品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議

下記の決議が、起立採決により全会一致で可決されました。

### 品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議

国土交通省は、羽田空港の国際便増便のため新飛行経路案を示し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに実施する計画である。

品川区議会はこの間、品川区上空を飛行するこの新飛行ルート案に対して、2回の意見書提出を行い、現在、国土交通省により教室型説明会の実施等がなされているが、説明も対策も未だ十分とは言えないまま、実施まであと1年余と迫っている。

危険性が指摘される中で、南風時の1日4時間のうち3時間とはいえ、品川区上空を飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状がある。落下物、騒音への不安、国の説明・周知不足等の理由により、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできない。

品川区議会は、国土交通省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める。

以上、決議する。

平成31年3月26日

品川区議会

# 品川区のこのようなことが決まりました

議案審議  
— 平成31年第1回定例会 —

会期35日間:平成31年2月20日～3月26日

今回審議した議案等は  
 区長提出議案……33件  
 議員提出議案……2件  
 請願・陳情……29件  
 計64件

※上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介します。

## 入院に係る医療費の助成対象の範囲を高校生まで拡大します

第19号議案 品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

これまで中学生までを対象としていましたが、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで助成対象の範囲を拡大します。

### 委員会での質問

Q 助成の方法を償還払い方式(※1)とした理由は。

A 現状、15歳未満の方が東京都以外の医療機関で診療を受けた場合等においては償還払い方式で支給しているため、それと同様に考えています。



※1 償還払い方式とは、医療機関の窓口で自己負担金を支払い、後日、区に支給申請をする方式のことです。